

吹田市公告第 167 号

受電自動応答システム構築・運用保守業務に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 4 月 15 日

吹田市長 後藤圭二

記

制限付き一般競争入札実施要領

- 1 業務名
受電自動応答システム構築・運用保守業務
- 2 業務概要
別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間
契約締結日～令和 9 年 10 月 31 日
（地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 214 条の規定に基づく債務負担行為）
- 4 入札保証金
吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。
- 5 契約保証金
落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
 - （4）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 6 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
 - （3）本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、「情報処理」と本業務を履行可能とみなされるものであること。
 - （4）公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
 - （5）公告の日から入札執行日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

- (6) 本業務にて架電された電話番号を収集することになることから、個人情報保護の観点に基づく一定水準以上の対策を講じるために、プライバシーマーク（JIS Q 15001）の取得、及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001 または JIS Q 27001）の認証を受けていること。

7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに申込書等を提出しない場合もしくは入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。
- (2) 提出書類
- ア 制限付入札参加資格確認申込書（様式1）
 - イ 役員一覧表（様式2）
 - ウ プライバシーマーク（JIS Q 15001）の証書の写し
 - エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001 または JIS Q 27001）の認証を受けていることがわかる証書の写し
- (3) 申込書等の交付及び受付場所
- ア 交付期間
令和6年4月15日（月）午前9時～令和6年4月26日（金）午後5時
申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。
 - イ 受付日時
令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）
午前9時～午後5時まで（土・日及び平日正午～午後0時45分を除く）
申込書等は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。
 - ウ 受付場所
「21 問合せ先」のとおり。
- (4) 入札参加資格の確認結果通知
入札参加資格の確認の結果は、申請者に電子メールにより通知する（令和6年5月1日（水）通知予定）。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。
- (5) その他
- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申込書等は、返却しない。
 - ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
 - エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
 - オ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次の通り書面を提出することにより説明を求めることができる。
- ア 提出日時
令和6年5月1日（水）～令和6年5月10日（金）（土・日・祝日を除く）
 - イ 提出場所
「21 問合せ先」のとおり。
 - ウ 提出方法
任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。
- (2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。
（令和6年5月13日（月）発送予定。）

9 本入札に係る質問等

令和6年4月23日（火）までに電子メールにより質問するものとする。質問に対する回答は、入札参加資格の確認結果通知に併せて電子メールにより行い、入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

10 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年5月14日（火）午前10時（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

13 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、「3 履行期間」に係る費用の合計を算出すること。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。最低の価格で入札した者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。

17 入札等の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

18 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。

(2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。

- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。
- (4) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札。

19 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書（別紙案のとおり）の作成を要する。

20 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

21 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 市民部市民課 戸籍担当

電話：06-6384-1235

mail：shimin_k@city.suita.osaka.jp

担当：山下、長谷川

以上